

学校法人松本歯科大学役員退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本歯科大学の役員の退任慰労金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、学校法人松本歯科大学寄附行為第5条に規定する役員とする。ただし、同寄附行為第10条第1項第1号又は第3号の事由により、解任された役員には適用しない。

(退任慰労金の種類)

第3条 退任慰労金は、慰労金及び特別功労金とする。

(慰労金の支給要件)

第4条 慰労金は、役員が退任したとき、理事会の議を経て、支給することができる。

(慰労金の額)

第5条 慰労金の額は、評議員会の意見を聴いた上で、その都度理事会で決定する。

(特別功労金)

第6条 特別功労金は、在任期間中の功績が特に顕著であった役員に、理事会の議を経て、贈呈することができる。ただし、職員が理事を兼ねていたときは、学校法人松本歯科大学退職金規程第7条の定めるところによる。

2 特別功労金の受贈者及び金額等については、評議員会の意見を聴いた上で、その都度理事会で決定する。

(退任慰労金の支給方法)

第7条 退任慰労金は、退任後3か月以内に本人(死亡の場合はその遺族)に通貨で支給する。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項で疑義が生じたときは、その都度理事会で協議し、決定する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決による。

附 則

この規程は、1996年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。